

## 「あきらめないでください、今からでも出来る、このことは」

- 障害者自立支援法への対応策一問一答（第一版） -

### 1. 施行にともなう制度説明について

**Q.1** まだ役所から何の連絡もなく書類も届かないので、このままでは何も支援を受けられなくなるのではないかと不安です。

**A.1** **す**ぐに市区町村の担当課に連絡し、パンフレットや必要書類をもらい説明を受けましょう。自治体がおこなう説明会があればぜひ参加してください。説明会をまだ実施していない市区町村に対しては、説明会の開催を今からでも要望していきましょう。

また、不安なことやわからないことは、市区町村の担当窓口だけではなく、障害者生活支援センターなどでも相談にのってもらうことができます。

**Q.2** **説**明会にも行きましたが難しい言葉ばかりでよく理解できませんでした。ホームヘルパーなどの支援は引き続き受けられるのでしょうか。

**A.2** **現**在利用している支援は9月までは受けられます。ただし、4月から利用者負担が発生するため、そのための手続きが必要となります。ご本人あるいは世帯の所得によって負担額を軽減する制度がありますので、できる限り早急に市区町村の窓口にお問い合わせをして減免などの申請をおこないましょう。

### 2. 利用者負担軽減の申請手続きなどについて

<申請書類や「同意書」>

**Q.3** **申**請に必要な書類がたくさんありとても大変です。家族全員の課税証明書なども全部出さなくてはならないのですか。

**A.3** **利**用者負担の上限額によって4つの所得区分のどこに該当するかを認定したり、利用しているサービスによって負担を軽減できる仕組みが複雑にあるため、様々な書類が求められていますが、利用するサービスや軽減制度に必要な書類を確認してそれのみを提出すれば大丈夫です。

Q.4 **申**請手続きのとき、「同意書」の提出を求められ、その場で署名・押印をしてしまいましたが、家族の預貯金なども調べられるようで不安です。必ず出さなくてはならないのでしょうか。

A.4 「**同**意書」は、利用者負担の所得区分の認定や軽減制度の適用にあたって、職権により世帯の課税状況や資産状況を確認できるようにするために提出を求める自治体が多くあるようです。しかし、申請にあたって必要な書類がきちんとそろっていれば、「同意書」を出す必要はまったくありません。また、一度出した「同意書」を取り消すこともできます。

Q.5 **利**用者負担の減免手続きで、預貯金の確認のため通帳をすべて見せなさいといわれましたが、プライバシーの侵害ではないでしょうか。

A.5 **自**治体によっては、こうした配慮に欠けた対応がなされている状況も見受けられます。預貯金を確認すること自体がプライバシーの侵害にあたると考えますが、制度上やむを得ないのであれば、銀行などから預金残高証明書をとって示す、あるいは、残高が記載されている通帳のページのコピーを示すことで十分に事足りるはず

#### <世帯分離>

Q.6 **本**人の自立という考え方から、同じ住所で本人を別の世帯とすることはできますか。

A.6 **可**能です。住民課の窓口で世帯分離の手続きをすることになります。

Q.7 **世**帯分離をしたときに、税金の扶養控除や健康保険はどうなりますか。

A.7 **世**帯分離の手続きと税金の扶養控除は別の判断となりますので連動しません。ご本人が国民健康保険の被扶養者であった場合は、世帯分離の際に国民健康保険の加入手続きが必要となり保険料も納めることとなりますが、保険料も所得による減免があります。社会保険の被扶養者の方はそのまま継続できます。

なお、ご本人の所得などの状況や利用する制度によっては、必ずしも世帯分離が負担軽減につながるとは限りませんので十分に調べてからおこなうことも必要です。

Q.8 **利**用者負担の減免制度を利用するには、住民票をグループホームに移さなくてはならないのでしょうか。住民票を移さない場合は、利用者負担は入居前の家族の所得で認定されてしまうのですか。

A.8 **住**民票はグループホーム入居前の居住地に置いたままで差し支えないとする自治体も多くあります。この場合、利用者負担については、生活実態から単身としてみなして判断するため家族の所得は関係ありません。また、扶養控除などの適用も住民票の所在地になります。

## <工賃収入>

Q.9 **授産施設**の工賃は、所得区分の認定のときにどのような扱いとなりますか。

A.9 **厚生労働省**は、工賃収入は申告により給与所得または雑所得となるとしていますので、給与所得の場合は65万円まで控除があり、雑所得の場合も65万円程度までの必要経費が認められています。これらのことから、多くの自治体では未申告であっても工賃収入を65万円までは所得とはみなさないという判断をしています。  
なお、かつて国税庁による授産工賃への所得税課税をめぐり、工賃収入は非課税であるとの審判がくだされた経緯があり、本来は、工賃を収入の対象とするべきではないと考えます。

Q.10 **工賃**が月に5万円以上あるために、社会福祉法人軽減制度が受けられないといわれました。これではがんばって働く気持ちがなくなります。納できません。

A.10 **社会福祉法人減免制度**は、単身世帯の場合は、年150万円以上の収入があると適用されません。この収入基準の範囲には、年金も工賃も手当もすべて含まれますので、工賃が高い人の利用者負担の軽減ができなくなってしまうのです。前項の所得区分認定と同様に65万円までの控除を求めたいと考えますが、少なくとも、現在の授産施設で実施されている28万8千円(月あたり2万4千円)の工賃控除の継続をするよう強く要望していく必要があります。

## <申請期限など>

Q.11 **減免**手続きの申請期限が過ぎてしまったのですが、もう無理でしょうか。

A.11 **各自治体**の事務処理上の都合で設けている締め切り日ですので、期日を過ぎていても申請できます。ただし、4月からの施行に備えての事務作業が間に合わない可能性がありますので、できるだけ早めに担当窓口にご相談してください。  
なお、世帯、収入、預貯金などの状況が変わったときは、いつでも申請の変更手続きをおこなうことができます。

Q.12 **現在**の支援費受給者証は、どのようになるのですか。

A.12 **4月**から9月までは、現在の受給者証に利用者負担に関する事項を自治体が記入してそのまま使用することとなります。ただし、受給者証に記載されている支給決定期間がその間に終了する場合は、更新手続きが必要となります。

### 3. 事業者がおこなう届け出や施行への備え方などについて

#### < 事業者の届け出 >

Q.13 **支**援費施設の場合、4月の施行前にどんな届け出が必要ですか。

A.13 **次**の点が当面は必要です。 重度重複障害のある人への体制加算、 栄養管理体制加算、 通所施設における食事提供体制加算、 入所施設における食費・光熱水費の実費徴収額、 社会福祉法人軽減制度に関する届け出です。

#### < 社会福祉法人軽減制度 >

Q.14 **社**会福祉法人軽減制度を実施してほしいと県の説明会でいわれましたが、事業者としてどのように考えればよいのでしょうか。

A.14 **利**用者の皆さんの立場にたって、負担額を少なくすることのできる選択肢を少しでも用意すると考えることが大切ではないでしょうか。また、これからの障害福祉サービスには、どのような法人でも参入できることとされていますが、社会福祉法人制度の本来の役割のひとつとしてとらえていく必要もあるでしょう。なお、社会福祉法人が軽減した利用者負担分の一部については3年間に限って公費助成がありますので、十分に活用しましょう。

#### < 施行準備 >

Q.15 **4**月までに、支援費の事業者が利用者の皆さんに対して最低限おこなう必要がある事項は何ですか。

A.15 **ま**ずは利用者負担軽減制度の申請手続きが的確におこなわれるように相談や支援をすすめてください。4月から利用者負担が始まりますので、負担の内容と金額、支払いの方法を説明し、重要事項説明書や利用契約書の変更手続きが必要になる場合もあります。

また、規制緩和により開所日数を増やしたり、定員をこえての利用者を受け入れる場合には、運営方針の変更内容も利用者の皆さんにわかりやすい文書などを準備しながら十分に説明し、よく理解を得ておくことが必要です。

#### < 給食費の負担 >

Q.16 **通**所施設の給食にかかる費用を見直して、材料費200円、人件費250円で1食あたり450円としたいと考えています。この場合、所得区分が低所得1、低所得2、生活保護にあたる利用者への食事提供体制加算(日額42単位)は、人件費の実態に合わせて減算されてしまうのでしょうか。

A.16 **実**際の人件費に関わりなくそのまま加算されます。

Q.17 **朝**になり病気などで急に休んで給食が不要となった方の負担をどのように考えればよいのでしょうか。

A.17 **契**約書等でその取り扱いを定めあらかじめ承諾を得られていれば、キャンセル料を求めることは可能とされています。ただし、食事提供体制加算は請求できませんので施設によってはこの額を含め請求する可能性があります。利用者本位の考え方からはそのようなことはあってはならず、むしろ事業者が制度の矛盾を国に訴える必要があるのではないのでしょうか。

#### <日払い方式・加算制度と応益負担>

Q.18 **4**月から施設支援費が日払い方式となるのは何故なのでしょう。これまでの利用実績をもとに試算すると大幅減収となり大変な事態です。これでは特別に配慮して付与していた年次有給休暇や特別休暇、行事なども廃止・縮小せざるを得ません。

A.18 **利**用者に1割の負担をお願いすることになるので、利用しない日まで公費を支払うことは出来ないとの理由から利用実績に応じた日払い方式への転換がうちだされました。直接利用している時のみを公費の対象とするこの考え方は、調子の変動が大きい人やひきこもりがちの人などが安心して利用し続けられるための支援、作業の段取りや支援計画の検討会議など、直接支援以外にも必要とされる職員の役割を弱めてしまう懸念があります。

また、休みがちな利用者が遠慮しがちになることも予測されます。日払い方式にともなう減収のしわよせは、利用者にも職員にも重くのしかかることとなりますので、引き続き国に対して改善の要望をしていくべきではないのでしょうか。

Q.19 **支**援体制を手厚くできるよう、重度重複障害のある人への体制加算制度を活用したいと思いますが、この加算分の1割も利用者の負担にはねかえってしまうのでしょうか。

A.19 **様**々な加算制度がありますが、この加算分もすべて利用者の1割負担となります。障害の重い人ほど負担が増えたり、支援体制の手厚さと負担増をてんびんにかかけさせられ、利用者と事業者が対立するような仕組みとなっています。これらの大元にあるのが応益負担制度のもつ問題点ですが、利用者の安心のためには負担があることを説明しつつ、可能な限りサービス提供を考えることが必要ではないのでしょうか。

## <グループホーム>

Q.20 **グ**ループホームも4月から日払い方式が適用されるのでしょうか。

A.20 **そ**のとおりです。入院、お盆や年末年始などの帰省、旅行などでグループホームを利用しない時は、公費の対象からはずれることとなります。ご本人の同意を得て、帰省中に住まいの環境を整えるなどの支援をおこなってもこれまでのように支援費は入らなくなりますが、例えば土日を利用しての一泊二日での帰省は土日のいずれもサービスを提供したこととなりますので、こうした視点での支援・助言も必要ではないでしょうか。

Q.21 **5**人のグループホームですが、通常世話人は一人です。お正月などで帰省先のない入居者が一人だけ利用する場合、日割り方式により公費収入は一人分となってしまうますが、世話人を5分の1にするわけにはいきません。加算制度などはないのでしょうか。

A.21 **報**酬単価が日払い方式及び個別給付による算定である以上、こうした事例に応じた加算制度は設けられていませんので、事業者が工夫するしかありません。

Q.22 **長**崎の高齢者認知症グループホーム火災の教訓から、障害のある人のグループホームへも何らかの対策は講じられるのでしょうか。

A.22 **現**在のところ、人的体制面や設備面での新たな加算などは設けられていません。スプリンクラー設備は少なくとも500万円はかかるといわれています。  
なお9月までの現実対応として、単身生活者への日常生活用具の火災警報器や簡易スプリンクラーをグループホーム利用者に準用している自治体もありますので、積極的に活用していきましょう。ただし障害の種別により対象とならない場合もあります。また、熱を感知してブザーが鳴るといった機器も低額で販売されていると聞きますので、こうしたものの活用も有効ではないでしょうか。

## <公費の水準>

Q.23 **今**年度の支援費は、10月以降も再び変更があるのでしょうか。

A.23 **補**正予算等の変動要因がない限り、2006（平成18）年度は現在示している単価のとおりで変更は行われません。

#### 4 . 4月以降の課題と情報収集について

Q.24 4月以降の課題にはどのようなことがあるのでしょうか。

A.24 10月からの新事業体系に向けて、障害程度区分の認定調査と判定、新たな支給決定のための手続きが自治体ごとにはじまります。そのための審査会も設置されま

す。  
また、施設や小規模作業所が新事業体系に移行するための意向調査も4月から5月にかけて実施され、あわせて自治体ごとのサービス供給計画となる障害福祉計画の策定作業も開始されます。

施設を利用している方は、5月下旬に最初の利用者負担の支払いがはじまります。引き続き、行政機関への問い合わせや障害者団体の会合、HP・各種マスコミの報道などで、情報を積極的に集めながら、適切な対応の手立てをとれるようにしていくことが大切です。

団体名：日本障害者協議会（通称；JD）

代表：勝又和夫

連絡先：〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1

（財）日本障害者リハビリテーション協会内

Tel 03-5287-2346 Fax 03-5287-2347